

浜 健 介 第 341 号
令和 4 年 9 月 8 日

介護サービス事業者 様

浜松市長 鈴木 康友

総合事業に係る浜松市の要綱の一部改正について（お知らせ）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による訪問型・通所型サービスの費用については、浜松市の要綱で定めておりますが、今般、要綱の一部を改正しました。

この要綱の一部改正は、令和 4 年 10 月 1 日から適用されますので、各事業者におかれましては要綱及びサービスコードの確認をお願いします。

記

1 要綱の一部改正の概要

(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

介護給付と同様に、介護職員等ベースアップ等支援加算を創設する。

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）・（Ⅴ）の削除

2 要綱及びサービスコードの閲覧先

浜松市ホームページから「ホーム」→「健康・医療・福祉」→「介護保険」→「事業者の方（福祉・介護）」→「介護保険事業者及び従業者の皆様へ」→「3. その他 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業（指定事業者関連事業）」をご覧ください。

担当 健康福祉部介護保険課
指導第 1・2 グループ
電話 053-457-2875・2787

Logo フォーム

「介護保険課への問い合わせ」

（QRコード）



浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱 新旧対照表

(変更点は下線部)

改正前	改正後	
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月24日から施行する。 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。 この要綱は、平成30年11月8日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(基本報酬に係る経過措置)</p> <p>第1条 <u>ただし</u>、令和3年9月30日までの間は、別表2の1 介護予防訪問サービス費のイからハまで、3 生活支援訪問サービス費のイからハまで及び4 介護予防通所サービス費のイについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2</p> <p>1 イ～ホ (略)</p> <p>へ 介護職員処遇改善加算</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月24日から施行する。 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。 この要綱は、平成30年11月8日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(基本報酬に係る経過措置)</p> <p>第1条 令和3年9月30日までの間は、別表2の1 介護予防訪問サービス費のイからハまで、3 生活支援訪問サービス費のイからハまで及び4 介護予防通所サービス費のイについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2</p> <p>1 イ～ホ (略)</p> <p>へ 介護職員処遇改善加算</p>	<p>削除</p>

注1 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第4号の訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間 （(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 (略)

ト (略)

(新設)

注1 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第4号の訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

ト (略)

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

削除

加算(Ⅳ)(Ⅴ)にあたる単位(4)(5)を削除

令和4年10月新設加算

2 基準該当介護予防訪問サービス費
(略)

3 生活支援訪問サービス費 (1月につき)
イ～ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注1 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4号の訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活支援訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 (略)

～ (略)

2 基準該当介護予防訪問サービス費
(略)

3 生活支援訪問サービス費 (1月につき)
イ～ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注1 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4号の訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活支援訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

～ (略)

削除

加算(Ⅳ)(Ⅴ)にあたる単位(4)(5)を削除

(新設)

4 介護予防通所サービス費

イ～ワ (略)

カ 介護職員処遇改善加算

注1 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第24号の通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援訪問サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問サービスを行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 介護予防通所サービス費

イ～ワ (略)

カ 介護職員処遇改善加算

注1 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第24号の通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

令和4年10月新設加算

削除

加算(Ⅳ)(Ⅴ)にあたる単位(4)(5)を削除

<p>(5) <u>介護職員処遇改善加算 (V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u></p> <p>2 (略)</p> <p>ヨ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 基準該当介護予防通所サービス費 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>ヨ (略)</p> <p>タ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p><u>注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、イからワまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> <p>5 基準該当介護予防通所サービス費 (略)</p>	<p>令和4年10月新設加算</p>
--	--	--------------------